

## 静岡県倉庫協会規約改正

改 正	現 行
<p>(役員を選任)</p> <p>第11条 理事、監事は総会において正会員の代表者の中から選任する。</p> <p><u>2</u> 会長、副会長は理事の中から互選する。</p> <p><u>3</u> 常務理事は理事会において会員以外の適任者を決定し会長が任命する。</p> <p><u>4</u> 代表者の変更等により役員に欠員を生じた場合においては会長は理事会の議を経て、退任した役員の所属する事業所より新たに届出のあった後任の代表者を役員に補充選任することができる。</p> <p><u>5</u> <u>緊急を要する代表者の変更等については、会長の承認を経て補充選任することができるものとする。</u></p> <p><u>6</u> <u>第4項、第5項の補充選任した場合会長は、次の理事会及び総会に報告しなければならない。</u></p> <p>(附則) 昭和39年5月24日から施行する。 (略)</p> <p>(附則) 平成20年5月22日から施行する。 (附則) <u>平成27年5月22日から施行する。</u></p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第11条 理事、監事は総会において正会員の代表者の中から選任する。</p> <p>会長、副会長は理事の中から互選する。 常務理事は理事会において会員以外の適任者を決定し会長が任命する。</p> <p>但し、代表者の変更等により役員に欠員を生じた場合においては会長は理事会の議を経て、退任した役員の所属する事業所より新たに届出のあった後任の代表者を役員に補充選任することができる。 この場合会長は次の総会に報告しなければならない。</p> <p>(附則) 昭和39年5月24日から施行する。   (略)   (附則) 平成20年5月22日から施行する。</p>